

北海道告示第10741号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年5月11日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出回数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 輸出対応施設等整備事業</p> <p>農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、政府機関が定める輸出先国の規制に対応した食品製造事業者等が行う製造、加工、流通体制等の整備に要する経費を支援する。</p>								
<p>(1) 食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業</p>	<p>食品製造者 食品流通事業者 中間加工事業者 (法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。)</p> <p>市町村</p> <p>知事が適当と認める者</p>	<p>補助対象者が農林水産物・食品輸出促進対策事業(食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業)を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設等整備事業 本事業の実施に必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備(新設、増築、改築及び修繕を含む。)に係る経費。ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分(別記1のとおり)を交付対象とする。 また、原則として別記2に該当する経費は除く。</p> <p>(2) 効果促進事業 輸向けHACCP 認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸向けHACCP 認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とし、原則として別記2及び別記3に該当する経費は除く。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1事業申請当たり、3億円を上限、500万円を下限とし、申請額については、千円単位で計上することとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。)</p> <p>農政第217号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第217号様式別に指示する様式</p>	<p>提出回数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全推進局食品政策課)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	

<p>(2) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業</p>	<p>食品製造者 食品流通事業者 中間加工事業者 (法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。)</p> <p>市町村</p> <p>知事が適当と認める者</p>	<p>補助対象者が農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設等整備事業 本事業の実施に必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）に係る経費。ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分（別記1のとおり）を交付対象とする。 また、原則として別記2に該当する経費は除く。</p> <p>(2) 効果促進事業 輸出向けHACCP 認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向けHACCP 認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とし、原則として別記2及び別記3に該当する経費は除く。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1事業申請当たり、5億円を上限、250万円を下限とし、申請額については、千円単位で計上することとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。)</p> <p>農政第217号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第217号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	<p>令和4年度補正事業</p>
<p>2 中山間地農業ルネッサンス推進事業 中山間地域等において、地域の創意工夫にあふれる取組等地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を実施するため、事業予算の範囲内で山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)を交付する。</p>				<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>(1) 元気な地域創出モデル支援</p>	<p>市町村 農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会</p>	<p>市町村、地域協議会が北海道農山漁村振興事業(中山間地農業推進対策)を行う場合における農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地域農業を元気にする取組等に要する経費</p>	<p>定額 事業実施主体当たり助成単価(単年度当たり1,000万円まで)に当該支援の事業年数を乗じた額を上限とする。</p>					